

会議録第 33 号 (17 の 33)

五戸町議会第 33 回臨時会会議録

令和 5 年 8 月 17 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第33回臨時会会議録

目次

ページ

□8月17日（木曜日）第1号

招集告示	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局出席職員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
開会宣告・開議	3
諸般の報告の朗読省略	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第85号から議案第87号まで一括議題	3
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	3
質疑・答弁	4
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	6
採決（原案可決）	6
町長挨拶	7
閉会宣告	7
署名	9

巻末掲載

第32回定例会閉会（6月20日）以後の諸般の報告（65）	11
------------------------------	----

五戸町議会第33回臨時会会議録

五戸町告示第95号

五戸町議会第33回臨時会を令和5年8月17日五戸町役場議場に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

令和5年8月10日

五戸町長 若 宮 佳 一

- 1 工事請負契約の締結について
(倉石温泉改修工事)
 - 2 五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案
 - 3 五戸町企業立地推進条例の一部を改正する条例案
-

議 事 日 程 第 1 号

令和5年8月17日(木曜日)午前11時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議案第85号から議案第87号まで (町長提出、提案理由説明)
-

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第85号から議案第87号まで (町長提出、提案理由説明)
-

○ 応招議員 16名

○ 出席議員 16名

議 長	三 浦 専治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	高 奥 浩 明 君	4 番	和 田 智 也 君
5 番	柏 田 匡 智 君	6 番	川 崎 七 洋 君
7 番	鈴 木 隆 也 君	8 番	大 久 保 和 夫 君

9 番	豊田孝夫君	10番	大沢義之君
11番	尾形裕之君	12番	松山泰治君
13番	川村浩昭君	14番	古田陸夫君
15番	中川原賢治君	16番	三浦俊哉君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

参事・事務局長 事務取扱	舛沢実君	主査	石渡一哉君
-----------------	------	----	-------

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮佳一君	副町長	大久保均君
参事・総務課長 事務取扱	石田博信君	参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森崇君
総合政策課長 政策調整室長	中里誠君	参事・財政課長 事務取扱	竹洞晴生君
税務課長	小野寺克仁君	参事・福祉課長 事務取扱	志村要君
介護支援課長補佐	佐々木衛君	健康増進課長	川村豊君
住民課長	赤坂和浩君	農林課長	小村隆幸君
建設整備課長	小保内一典君	参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君
会計管理者	赤坂真弓君	総合病院事務局長	上山貴久君
教育委員会 教育長	澤田尚君	参事・教育課長 事務取扱	高嶋伸治君
農業委員会 事務局次長	大沢直明君		

午前11時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第33回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付しておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（65） 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、松山泰治議員、川村浩昭議員及び古田陸夫議員を指名いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「議案第85号から議案第87号まで」の3件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 本日ここに、五戸町議会第33回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第85号は、工事請負契約の締結についてであります。

倉石温泉改修工事に当たり、事後審査型条件付一般競争入札の結果、最低価格入札者であ

る株式会社東北産業と、9,795万5千円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第86号は、五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案であります。

今後、特定新型インフルエンザ等が発生した場合において、感染症防疫作業手当を速やかに支給できるよう、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第87号は、五戸町企業立地推進条例の一部を改正する条例案であります。

医療産業の振興及び地域医療の安定に資するため、奨励措置の対象となる業種について、産業分類に定める医療及び福祉分野のうち規則で定めるものを追加するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

沢田副議長。

○2番（沢田良一君） 議案第85号について、もう少し詳しく内容を知りたいと思いますので、質問いたします。

この入札の予定価格、9,085万ですか。それに対して8,905万で落札したわけございまして、この差額が180万あるわけです。率にして1.98%というようなことで、非常にこの2%を切っているというのは、ちょっと考えられない部分もあって説明をお願いしたいのですが、この業者に対しての期間が、どれぐらいの期間を設けてやったものなのか。そして、業者が納得してのこういう落札になったのか。そこを質問いたします。

○議長（三浦専治郎君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） ただいまの沢田議員の御質問ですけれども、まず、期間というのは、業者の見積り期間ということでよろしいですか。

（「ええ」と呼ぶ者あり）

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） 見積り期間は、20日間取っております。

予定価格5,000万以上の工事ですと、建設業法施行令の規定で15日以上の見積り期間を取るようという事は定められておりますので、それよりは5日間長く設定しております。

もう一つは……、見積り期間についてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○参事・財政課長事務取扱(竹洞晴生君) あと、入札につきましては、業者からの質疑、質問に対して、こちらから回答した上で入札を受けておりますので、まず、設計内容については業者さんのほうも十分理解した上で入札されているものと考えております。

以上です。

○議長(三浦専治郎君) 沢田副議長。

○2番(沢田良一君) 今までは、まず、私たちはずっと見てきた関係で、私たちもそうなんですけれども、約2%を切っているというのはちょっと異常だなと思って今質問したわけでございますけれども、これが、業者に対する説明もちゃんと行われた、そして、納得した資料なんかも提出しての入札ということでよろしいでしょうか。

○議長(三浦専治郎君) 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱(竹洞晴生君) 先ほども申しあげましたけれども、設計内容について業者さんからの質問を受けて、それに対して回答した上で入札していただいておりますので、その点については業者さんも納得した上で入札されていると思います。

○議長(三浦専治郎君) ほかに質疑等ございませんか。

川村議員。

○13番(川村浩昭君) どうもありがとうございます。

ちょっと私聞いたことない言葉なんで伺います。

事後審査型条件付一般競争入札とありますが、これどういうことなんですか。

○議長(三浦専治郎君) 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱(竹洞晴生君) まず、事後審査型から御説明します。

通常の一般入札ですと、参加業者さんから参加資格の確認資料を提出していただいて、入札執行の前に、参加する業者さんが参加資格を満たしているかどうかを全業者さんについて確認した上で入札を行います。

事後審査型ですと、入札前に提出していただく書類は入札に参加しますという申出書だけで、入札を行って、予定価格の範囲内で最低の業者さんを落札予定者ということにして、その業者さんについての参加資格を入札の後に確認することになります。

こうすることによるメリットというのは、参加資格の確認が、その落札予定者になった業者さんだけで済む、1者だけ審査すればいいことになります。事前だと、全業者さんから書

類を出していただいて、町のほうで審査しなきゃなりませんので、事後審査にすると、業者さん側も町のほうも事務量の軽減が期待できるということで、今回このやり方を採用しました。

それで、条件付というのは、一般競争入札といいますと、まず基本的に誰が参加してもよいという形になりますけれども、今回は、参加者の条件として、町内に本店を有する業者さんで、建築一式工事のA級を持っている業者さんという条件をつけさせていただきました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） よろしいですか。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第85号から議案第87号まで」の3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第85号から議案第87号まで」の3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第85号から議案第87号まで」の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第85号から議案第87号まで」の3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第85号から議案第87号まで」の3件は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 本臨時会、大変お疲れさまでございました。

予算執行に当たりましては万全を期して進めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これにて五戸町議会第33回臨時会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 三 浦 專 治 郎

会議録署名議員 松 山 泰 治

会議録署名議員 川 村 浩 昭

会議録署名議員 古 田 陸 夫